

【 科目評価方針 】

ポラリス保健看護学院 学則 抜粋

(授業科目の評価)

第七条 教育課程に定める科目の評価は、授業科目毎に行う。

- 2 授業科目の成績は、筆記試験、レポート及びその他の方法(以下「試験」という)により評価する。
- 3 授業科目の評価を受ける資格は、規定の時間の3分の2以上の出席と学習状況をもって認める。
- 4 授業科目の評価は、100点を満点とし60点以上を合格とする。
- 5 傷病その他やむを得ない理由で評価を受けられなかった者に対しては、本人からの申請に基づき追試験を行うことができる。
- 6 合格点に満たない科目のある者に対しては、本人からの申請に基づき再試験及び補習実習を行うことができる。
- 7 授業科目の評価について必要な事項は、別に定めることができる。

ポラリス保健看護学院 学則施行細則 抜粋

(授業科目の評価)

第五条 学則第七条に基づき授業科目の評価は、以下のとおりに行う。

- 一 各授業科目の評価は、評価計画に沿って実施する。
- 2 評価を受ける資格
 - 一 評価を受ける資格は、実際に当該授業の全授業実施時間の3分の2以上出席している者に認める。
 - 二 公欠は出席に算入するが、実際の出席時間が、当該授業の3分の2に満たない場合は、不足時間の授業の補習を受けなければならない。この手続きは公欠に伴う補習授業願(細則様式第13号)を申請し、学院長の許可を得なければならない。但し、学級閉鎖に伴う公欠の手続きは学院長が指示する。
 - 三 授業科目の成績は、筆記試験、レポート、技術試験の各評価を受けて初めて科目の評価とする。
- 3 本試験時間は、原則として90分とする。

4 合格基準

- 一 授業科目の評価は 60 点以上を合格とする。
- 二 臨地実習の評価は、評価項目を認知（対象の理解、基礎知識等）・情意（態度）・精神運動（技術）の側面から行い 100 点を満点とする。その結果を、A（80～100 点）、B（70～79 点）、C（60～69 点）及び D（60 点未満）とし、C 以上を合格とする。
※ なお、実習の評価は、「実習評価プロトコール」に基づいて評価を行う。

5 第六条表 3 に示す。止むを得ない事由で試験開始時間に遅れた場合

- 一 試験開始後 30 分以内に到着した場合は、事実を証明する書類の提出により別室で受験することができる。
- 二 試験開始後 30 分を越えた場合は、申請により追試験が受験できる。

6 次の場合、評価資格を失う。

- 一 止むを得ない事由以外で試験開始時間に間に合わなかった場合
- 二 不正行為があった場合

(追試験)

第六条 学則第七条に基づき試験期日に受験できず表 3 に該当する場合は、申請により追試験を行うことができる。

表 3 追試験該当欠席事由と必要な証明書

事 由	証 明 書
公的交通機関の突発事故	遅延証明書・事故証明書（公的機関発行）
忌 引	事実を証明する書類（会葬礼状等）
進学・就職試験	進学・就職試験内容証明書
病気・怪我	医師の診断書
天災（地震・台風・水害等）、非常災害（火災等）	官公庁発行の被災証明、新聞、インターネット記事
その他、学院長が必要と認めた場合（父母、兄弟姉妹の結婚、学校外行事等に出席する場合、他）	事実を証明する書類

- 一 追試験を受けようとする者は、登校当日に再試験・追試験・補習実習願（細則様式第 3 号）に証明書を添えて提出し学院長の許可を得なければならない。
- 二 追試験受験料及び支払い方法等は、細則別表 1 に定める。
- 三 追試験は手続き終了後、即日または翌日に実施する。
- 四 追試験の試験時間は 90 分とする。
- 五 追試験の評価は、得点の 8 割（小数点第一位を四捨五入）とし、60 点以上を合格とする。

(再試験・補習実習)

第七条 学則第七条に基づき、試験が合格点に満たない場合は、申請により **2回を限度**として再試験を行うことができる。

- 2 実習の場合、申請により **1回を限度**として補習実習を行うことができる。
- 3 再試験・補習実習を受けようとする者は、再試験・追試験・補習実習願（細則様式第3号）を申請し学院長の許可を得なければならない。
- 4 再試験・補習実習の受験料及び支払い方法等は、細則別表1に定める。
- 5 再試験の試験時間は、原則として **60分**とする。
- 6 再試験は60点以上を合格とし、補習実習はC以上を合格とする。
- 7 再試験の成績原簿への記録は、**講義・演習の場合60点を上限**とし、実習の場合は **C(60点)を上限**とする。

(再履修)

第八条 学則第七条に基づき、評価の結果、合格基準に達しなかった場合を除き、突発的な怪我や病気などの止むを得ない事由のため出席時間が不足する等で評価資格を失った場合、次の第一項の条件を満たし、学院長が認める場合には申請により当該年度内の再履修を行うことができる。

一 次のア～エを満たしていること

- ア 止むを得ない事由を証明する文書の提出があること。
- イ 当該年度に修得すべき学習科目は、当該科目を除いて全て単位を取得している、または取得する見込みがあること。
- ウ 当該科目の事前の準備状況やその後の課題への取り組み状況が意欲的であることを担当教員及び非常勤講師・実習指導者が証明できること。
- エ 教員及び実習指導者などの人的環境と学習施設等の物理的環境を整えることが可能であること。

二 当該授業科目の再履修を希望する者は、再履修願（細則様式第4号）を提出し学院長の許可を得なければならない。

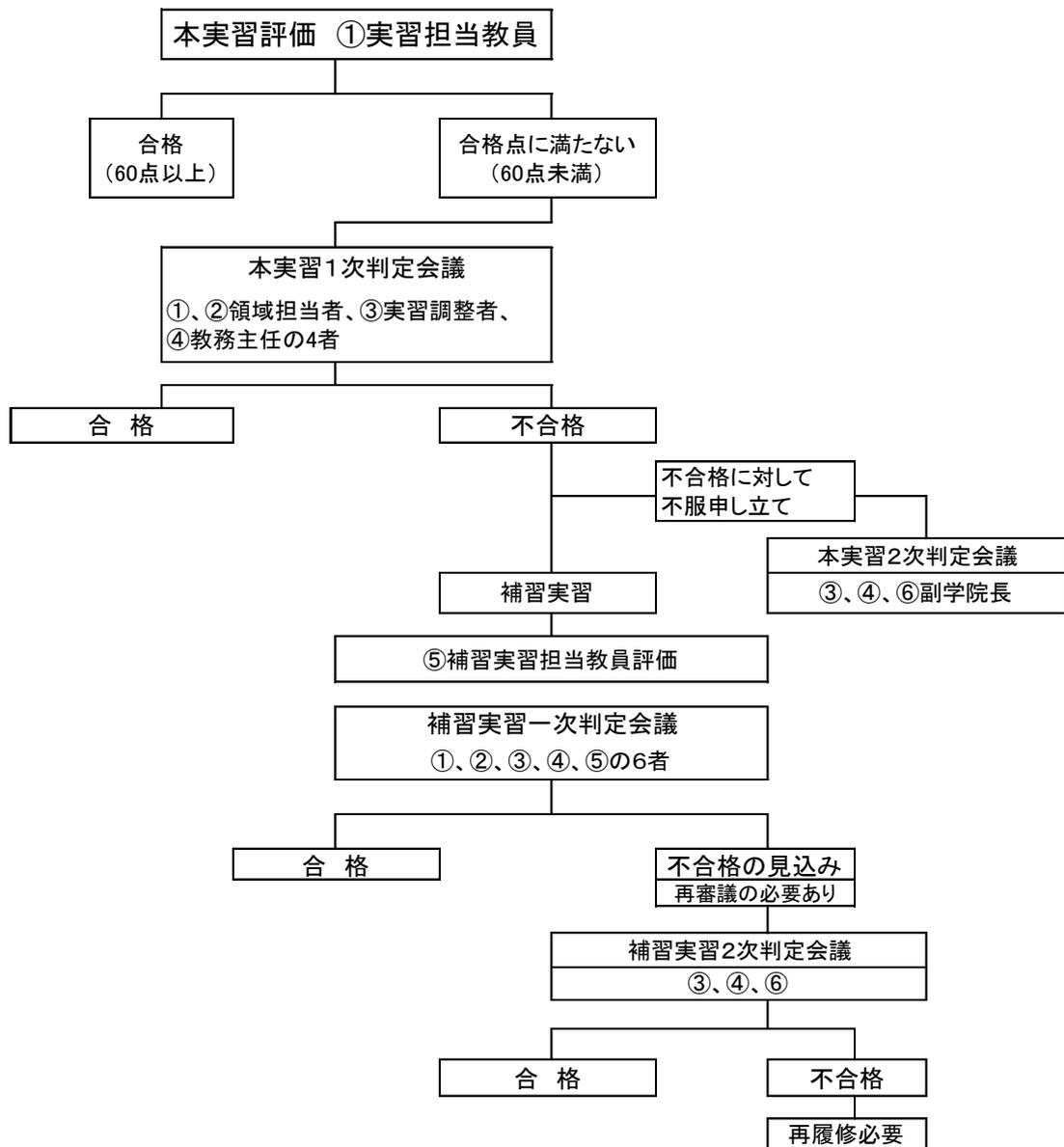
三 再履修の受講料（評価料含）及び支払い方法等は、細則別表1に定める。

四 一の申請と許可は次の通りを行う。

- ① 当該学生は、再履修願（細則様式第4号）にアを添付し、教務主任に提出する。
- ② 教務主任は、①をふまえイ・ウ・エに関する情報を整理し学院長に上申する。
- ③ 学院長は、上申内容を検討し再履修を許可する。

五 再履修授業科目の評価 は79点を上限とする。

ポラリス保健看護学院 実習評価プロトコール



1999.4.1 作成、2003.9.1 改訂、2019.3.1 改訂

以上により、判定した授業科目の成績は、学籍簿規程に基づき、学籍簿に記録する。

ポラリス保健看護学院 学籍簿規程 抜粋

- 4 成績原簿（学籍簿規程様式3号）：次の内容を記録する。
 - 一 基本情報：学籍番号・氏名・性別・生年月日・修業期間
 - 二 学科成績：科目・単位数・時間数・評価点数（小数点以下は四捨五入）
再試験、再々試験で合格した場合は、「60点」とする。
再履修により合格した場合は、最高「79点」とする。
 - 三 実習成績：80～100点は「A」、70～79点は「B」、60～69点は「C」、
60点未満は「D」と、アルファベットで記録する。
補習実習によって合格した場合は、「C」とする。
再履修によって合格した場合は、最高「B」とする。